

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第2回）議事録

1. 日時

平成19年11月15日（木曜日）10時 ～ 12時

2. 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷 白樺東の間（2階）

3. 議題

（1）奨学金の返還促進方策について

4. 資料

【参考資料】

1. 奨学金案内 奨学金を希望する皆さんへ
2. 奨学金確認書
3. 保証依頼書（兼保証委託契約書）
4. 奨学生のしおり
5. 返還のてびき
6. 返還誓約書
7. 「大学と学生」（平成19年11月号）

5. 出席者

市古委員（座長）、加山委員、黒葛委員、小林委員、斉藤委員、白井委員、濱中委員、藤村委員

（機構）

矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、桒原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、吉澤財務部長、香川財務部次長、吉村奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、菊地奨学事業部奨学事業計画課長、坂下情報部長、大滝情報部システム開発課長

6. 議事

（資料に基づき、奨学事業部長から説明）

委員 延滞 10 年以上の第一種奨学金の割合が高い理由は何か。

機構 第一種奨学金が昔からある制度であるため。第二種奨学金は平成 11 年から貸与を拡充する方針により増えているが、まだ延滞 10 年に至っていない。

委員 延滞期間ごとの延滞額の集計方法について、償還期限の到来していないものも含まれているのか。償却件数が少ないが、無税・直接償却で行っているのか。

機構 延滞額は期限の到来したもののみであり、未到来分は含まれていない。要返還債権額は未到来分も含まれる。償却の質問については、後日整理して回答したい。

委員 国の奨学金事業という性格上、当然無税だと思う。償却基準について、金融庁策定の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づく改正を予定しているとのことだが、一般企業のルールからするとかなり変わっているように思われる。本来は、もっと償却すべきではないか。

また、保証機関である支援協会の業務方法書で、保証料率の上限が 0.7% と定められているが、この業務方法書の変更にはどのような手続が必要なのか。

機構 償却基準の改正については、関係方面と協議中である。支援協会の業務方法書の変更は、文部科学大臣認可により行われる。

委員 延滞理由について、全体の状況を示しているのか。

機構 延滞 12 月以上のものについて行った調査であり、回答率は 7 ~ 8 % である。

委員 理由が、「低所得」に集中している。

委員 「低所得」の基準はあるか。

機構 特段金額は示していない。調査票に「低所得」の欄があり選択するだけである。

委員 連帯保証人・保証人に保証能力を求めるのは、奨学金制度の趣旨に反するのではないかと。韓国において、かつては奨学金を申し込まない理由として保証人が立てられないからという事例が多かった。申込時には家計状況を調べるが、その後は調べていないことが一つの問題と思うので、必要に応じて経済状況を調査するという取り決めを契約時に入れることはできないか。

機構 延滞理由のデータもサンプルが少ない上、延滞者だけを対象にした調査であり、比較対象がないため分析が難しい。

機構 貸与後、家計状況の好転の有無については、継続願により経済状況で確認している。

委員 そのような在学時の確認も必要とは思いますが、今申し上げたかったのは、本人が卒業後、どのような経済状況にあるかという点について、もう少しデータがないと分析ができないのではないかと、という趣旨である。

委員 奨学生の選考システムとして、学力基準をもっと重視し、比重を高めてはどうか。

委員 学生に融資し、その者が就職してから、例えば源泉徴収票を取るなどして個人に対するチェックを行うことは、実務的に困難である。そのリスクをカバーできるような金利設定をするにしても、奨学金が公益的な事業であるので難しい。保証能力の観点からは、保証会社の場合、連帯保証人として妻を求めており、すなわち連帯保証人に対して実質的な保証能力は求めているものではない。その点、消費者金融では、連帯保証人に保証能力を求める。連帯保証人とは、何かあったときの回収のきっかけに過ぎず、保証能力を必ずしも求めているわけではない。

委員 保証能力を求めるかどうかは、機構の基本的部分に関わる問題なので難しい。民間ベースで方策を検討するのは難しいと思う。支援協会の在り方を考え、少しずつ機関保証制度を利用する方向に考えるべきではないかと思う。理由としては、社会的には、保証人への請求行為を控える方向にあること、また今の機構の貸借対照表の状況から、早期に代位弁済に移し変えた方がよいと思うからである。その場合、支援協会の将来的な財務

状況を考えていく必要があるが、どこから出資を受けた機関なのか。

機構 旧法人を母体に、民間の立場で行うに相応しい事業を行うために、支援協会として再発足したものである。もともと財団法人として持っていた資産で運営している。

委員 機関保証制度を広げる方向で行ったらどうか。機関保証収支の健全性については、どうコントロールをするかが難しいと思う。この観点で議論するか、人的保証制度との選択制という本来の在り方で議論するのかで分かれる。社会的には、消費者保護の観点から追求しない方向になっていることもあり、機関保証制度の利用を考えた方がよいのではないか。

機構 機関保証制度については、3分の1を超える人が選択するようになってきたが、人的保証制度ももう一本の柱としてある。人的保証制度と機関保証制度、それぞれの保証制度の適切な在り方を検討していただきたい。

委員 それぞれの保証制度を残すということは、奨学生の自由な選択制という観点からか。

機構 保証人を立てられない場合は、機関保証制度が有効な方法となるが、機関保証制度の加入者が増えると、代位弁済を実施して回収に当たる支援協会のことも考えていかなければならない。

機構 個人の能力ではなく、保証システムとして、民法上の連帯保証人を2人立てることで保証能力を高めるべきという見解についてどのように考えるか。

委員 連帯保証人が2人とも保証能力がなければ、債権が帳消しになる可能性もあるが、それがいいのかどうか考えなければならない。

委員 実務上で言えば、連帯保証人と保証人は差がないので意味がないと思う。保証能力ではなく、完済時の年齢といった客観的な要件を求めたらどうか。

また、機関保証の保証料率が低いのではないか。リスクと保証料の観点からすると、

一定ではなく、もう少し区分をつけてもいいかと思う。

機構 4 親等以内の親族以外の保証人については、年齢に一定の要件をつけている。保証料率については、向こう 25 年間のシミュレーションにより試算し、保証機関が収支相償の状態となる低い水準で設定している。

委員 延滞状況のアンケート分析によると、奨学金は特殊なローンであると言える。書類上は親が連帯保証人だが、実際は親が借りているようなもの。連帯保証人や債務者を、金融機関と同じように考えるのは難しい。

また、高等学校の延滞率が高いが、大学進学率が上がっていることから、親が経済的に無理をしても大学に進学させるケースが増えると考えられ、大学についても延滞率が高くなることが予想される。機構は、高等学校に対する奨学金貸与は行っていないので、世代間で教育費をどう負担していくかという教育費負担の問題として考えてほしい。

奨学金は普通のローンとは違うということを考えると、機関保証制度への移行という方向になるのではないかと思う。

機構 機関保証制度は保証料を支払うことから、人的保証制度よりモラルハザードが起りやすいのではないかという意見があるがどうか。

委員 いろいろな借金やローンのリストの中に、奨学金が上がってくるのをほとんど見たことがない。ローンとは別の意識で奨学金を借りている人が多いのではないか。借入金と捉えてもらうにはどうするかを考える必要がある。

保証料率については、このままではこの先が大変だと思う。経済情勢や雇用状況は変動するので、将来的にいろいろな要素により支払いにくくなる。

また、本来であれば、支援協会に対し毎年基本財産を拠出していくような機能を持っているべきである。保証残高が増えると、資金を積んでいかなければならない。

委員 大学で学生を見ている立場から言うと、人的保証制度を選択していた学生が、大学 4 年間の間に状況が変わり、保証人として当てにしていた人が亡くなるなどして、機関保証制度に切り替えたいという相談が増えているが、一括で保証料を払わなければならないことが大変な問題となる。法科大学院で貸与を受けた場合で、一度に約 40

万円の保証料を払うようになるケースもあるが、一度に払える額ではない。

このようなケースから、採用時に機関保証制度にするようもっと説明するべきではなかったかと考えている。

委員 保証機関の立場から言うと、保証料率上限 0.7%は厳しいのではないか。

また、学生に借りているという意識がないのではないか。将来的には機関保証制度に移行する方がよい。機関保証制度に加入することで、学生は借りているという意識を持てる。

意識を持たせるために、例えば、個人情報情報機関への登録を条件とするべきである。個人情報情報機関の登録について同意書を取らないと借りているという意識が持てないと思う。将来、カードを持つとき、個人情報情報機関に情報があれば、住所調査をしなくても、自分から連絡をしてくるようになる。

機構 保証料率の設定が厳しいとのご意見だが、機関保証制度導入時に、複数のシクタンクに依頼し検討しており、シミュレーション的には運営可能な設定となっている。

委員 返還の意識を持たせるためには、毎年継続願提出時などポイントとなる所で学生の指導をしていくことが必要である。

委員 毎年継続願で、単位数の条件を満たせば奨学金が継続となるが、これをもっといねいに確認すべきではないかと考えている。

委員 予約採用が3割を超えているが、高校生が奨学金を借りるということについて必要な金融知識を持つのは難しい。高等学校に対する金融的な教育の実施などが考えられるのではないか。

機構 予約段階での指導は特に行っていない。

委員 リレー口座について、学生は手続が簡単であれば口座振替を利用すると思う。リレー口座加入申込書の提出をもっと早くし、採用時に提出させてはどうか。奨学金の振込口座をリレー口座とするような契約とすれば、返還の意識付けにもなる。振込

口座の変更も現行受け付けているのだから、その時セットでリレー口座も変えれば問題ないと思う。

機構 返還の意識付けとしては意義のあることと考える。ただ、実務上の問題として、借りる段階で返還口座を決めてしまい振替のない状態が4年続くとなると、金融機関によっては引き落としができなくなるケースもあるのではないかと。

委員 返還説明会について、大学の約9割で実施しているとのことだが、学生は全員出席するのか。学生も、「返せ」というだけでは返さないのではないかと、また、その時は返還する気になるかもしれないが、延滞したら個人信用情報機関に登録される、ローンが借りられないなど困る状況になるということ認識させるべきではないかと。

機構 学生の出席は6割強。説明会のほかに、各大学に対し返還への取り組みをお願いしていかなければならない。学校によっては返還誓約書を出さないと卒業証書を出さないなどの指導をして、成果が上がっているとの話も聞いている。